

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 9 月 25 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1700215 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1700193 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所及び B 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 45 年 11 月 1 日から昭和 47 年 1 月 1 日まで

C 県 D 市にあった A 事業所又は B 事業所という名称の事業所に勤務していた期間のうち、請求期間における厚生年金保険料が控除されていることが給料支払明細書で確認できるので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が A 事業所又は B 事業所の事業主であったとする者に照会したところ、自身は B 事業所の事業主であり、請求者は昭和 45 年 7 月頃から昭和 48 年 2 月頃まで B 事業所において勤務していた旨回答している上、A 事業所は自身が B 事業所設立前に勤務していた C 県 E 市にあった事業所である旨回答及び陳述している。また、請求者が唯一の同僚として名前を挙げた者は、期間は不明であるものの、請求者と一緒に B 事業所で勤務したことがあり、請求者が事業主であったとする者と同一の者が B 事業所の事業主であった旨回答している。

以上のことから、請求者は請求期間において、B 事業所という名称の事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、請求期間当時の厚生年金保険法によれば、適用事業所とは、常時 5 人以上の従業員を使用する事業所である旨定められていたところ、B 事業所の事業主であった者は、同事業所は請求者を含む従業員二人の個人事業所であり、厚生年金保険の適用事業所ではなかった旨回答している上、事業所名簿及び事業所名簿検索システムにおいても、B 事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

また、請求者から提出された給料支払明細書には、請求期間において厚生年金保険料が控除されている旨記載されているものの、前述のとおり、同事業所は、厚生年金保険法に定められた適用事業所であったことが確認できないことから、請求者が厚生年金保険の被保険者であったと判断することはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。